

多核種除去設備等処理水の処分決定に関する意見書

本年2月、経済産業省の多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会では、東京電力福島第一原子力発電所の事故により発生している多核種除去設備等処理水の処分について、水蒸気放出と海洋放出の2つの方法が現実的な選択肢であり、その中でも海洋放出がより実施しやすいとの提案をまとめた。2018年8月に福島県と東京都で開催された多核種除去設備等処理水の取扱いに係る説明・公聴会では、意見公述人から陸上保管を求める多くの声があった。

本年3月、提言を受けて東京電力ホールディングス株式会社は、多核種除去設備等処理水の処分素案を発表し、安倍内閣総理大臣も7月までには処分方法を決定したいと発言した。経済産業省は、4月6日、13日及び5月11日に多核種除去設備等処理水の取扱いに係る関係者の御意見を伺う場において、各種関係団体や地方公共団体の首長からの意見聴取を行った。この中で、福島県漁業協同組合連合会、福島県森林組合連合会及び福島県農業協同組合中央会は、海洋放出には反対を表明しており、その他の関係機関や地方公共団体の首長からは、もっと多くの県民に説明をして意見を聞くべき、必ず起きる新たな風評被害に対する具体策を提示するべきとの発言が大半を占めた。また、株式会社朝日新聞社及び株式会社福島放送が、本年2月に福島県の有権者を対象に共同で行った世論調査によれば、多核種除去設備等処理水を薄めて海に流すことに対して57%が反対としている。

多核種除去設備等処理水には、トリチウム以外にも除去できていない基準値を超える多核種が保管量の7割に残留しており、それらに関する説明や周知が必要である。

よって、政府においては、多核種除去設備等処理水を慎重に取り扱い、管理、収束に向けた努力を尽くすべきであり、次の事項について取り組むことを強く要望する。

- 1 多核種除去設備等処理水の処分方法の最終判断を行うに当たっては、多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会の報告のみを判断の根拠にするのではなく、政府の処分方法案を公表するとともに、それに対する本県の各産業関係者や県民からの丁寧な意見聴取を行うこと、また、新たな風評を生じさせないよう、広く国民に向け、多核種除去設備等処理水の安全に関わる情報発信を行った上で、風評対策の拡充・強化を併せて示すことにより、関係者及び国民の理解と合意を広げること、さらに、それまでは多核種除去設備等処理水の陸上保管を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年6月18日

内閣総理大臣 安倍晋三様
経済産業大臣 梶山弘志様

いわき市議会議長 菅波 健